

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
0210.11	(省 略)			0210.11	(同 左)		
0210.20	—その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			0210.20	—その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
0210.91	(省 略)			0210.91	(同 左)		
0210.92	<u>000</u> ーくじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの			0210.92	ーくじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの		
	(削 除)				<u>010</u> ーくじら目のもの及び海牛目のもの		<u>KG</u>
	(削 除)				<u>090</u> ーその他のもの		<u>KG</u>
0210.93	(省 略)			0210.93	(同 左)		
0210.99	(省 略)			0210.99	(同 左)		
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）			03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）		
0308.11				0308.11			

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5 0308.30 0308.90	(省略) —その他のもの —生きているもの (削除) (削除) —生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したものの —生鮮のもの及び冷蔵したもの —うに —その他のもの —冷凍したもの —うに —その他のもの —くん製したもの —その他のもの —うに及びくらげ —うに —くらげ —その他のもの		KG	5 0308.30 0308.90	(同左) —その他のもの —生きているもの —うに —その他のもの —生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したものの —生鮮のもの及び冷蔵したもの —うに —その他のもの —冷凍したもの —うに —その他のもの —くん製したもの —その他のもの —うに及びくらげ —うに —くらげ —その他のもの		KG
	100				110 190		KG KG
	211		KG	211			KG
	219		KG	219			KG
	291		KG	291			KG
	299		KG	299			KG
	300		KG	300			KG
	411		KG	411			KG
	412		KG	412			KG
	420		KG	420			KG
12.01 1201.10	大豆(割つてあるかないかを問わない。) —播種用のもの (削除) (削除)		MT	12.01 1201.10	大豆(割つてあるかないかを問わない。) —播種用のもの —黄白色系のもの —その他のもの		MT MT
	000				010 090		MT MT
1201.90	(省略)			1201.90	(同左)		
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは			23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新			旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
2301.10	その他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす 一肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす (削除)		MT	2301.10	その他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす 一肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす <u>一鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット</u>		MT	
2301.20	(削除) (省略)			010 090	<u>ト</u> <u>一その他のもの</u> (同左)		MT MT	
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） (省略)			25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） (同左)			
2506.10	一けい岩 (削除)		MT	2506.10	一けい岩 <u>一粗のもの及び粗削りしたもの</u>		MT	
2506.20	(削除)			2506.20	<u>一その他のもの</u>		MT	
25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの (削除)		MT	25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの <u>一天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）</u>		MT	
2528.00				2528.00				

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削除)				<u>090</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>MT</u>
26.02 2602.00	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン 鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が 乾燥状態において全重量の20%以上のものに限 る。） —マンガン鉱（精鉱を含む。） —マンガンの含有量が乾燥状態において全重 量の39%を超えるもの (削除) (削除) —その他のもの —含鉄マンガン鉱（精鉱を含む。）		<u>MT</u>	26.02 2602.00	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン 鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が 乾燥状態において全重量の20%以上のものに限 る。） —マンガン鉱（精鉱を含む。） —マンガンの含有量が乾燥状態において全重 量の39%を超えるもの <u>011</u> <u>----二酸化マンガン鉱</u> <u>012</u> <u>----その他のもの</u> 019 —その他のもの 090 —含鉄マンガン鉱（精鉱を含む。）		<u>MT</u> <u>MT</u> MT MT
27.11 2711.11 2711.12	石油ガスその他のガス状炭化水素 —液化したもの (省略) —プロパン (削除) (削除) (省略)		<u>MT</u>	27.11 2711.11 2711.12	石油ガスその他のガス状炭化水素 —液化したもの (同左) —プロパン <u>010</u> <u>----アンモニア、2-エチルヘキシルアルコ ール、オレフィン系炭化水素又は無水マ レイン酸の製造に使用するもの</u> <u>020</u> <u>----その他のもの</u>		<u>MT</u> <u>MT</u>
2711.13 ∫ 2711.19	(省略)			2711.13 ∫ 2711.19	(同左)		
28.30	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化 学的に単一であるかないかを問わない。）			28.30	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化 学的に単一であるかないかを問わない。）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2830.10	(省略)			2830.10	(同左)		
2830.90	—その他のもの		KG	2830.90	—その他のもの		
	(削除)				010 一一硫化亜鉛		KG
	(削除)				020 一一三硫化アンチモン		KG
	(削除)				090 一一その他のもの		KG
28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）			28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）		
2833.11	(省略)			2833.11	(同左)		
2833.19	(省略)			2833.19	(同左)		
	—その他の硫酸塩				—その他の硫酸塩		
2833.21	(省略)			2833.21	(同左)		
2833.27				2833.27			
2833.29	一一その他のもの		KG	2833.29	一一その他のもの		KG
	一一一亜鉛のもの				一一一亜鉛のもの		
	一一一その他のもの		KG		一一一その他のもの		
	(削除)				910 一一一一クロムのもの		KG
	(削除)				990 一一一一その他のもの		KG
2833.30	(省略)			2833.30	(同左)		
2833.40	(省略)			2833.40	(同左)		
28.44	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			28.44	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
2844.10	(省略)			2844.10	(同左)		
2844.20	—ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウ			2844.20	—ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウ		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2844.30 2844.40 2844.50	<p>ム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</p> <p>(削除) (削除) (省略) (省略)</p> <p>一使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）</p> <p>(削除) (削除)</p>		<u>KG</u>	2844.30 2844.40 2844.50	<p>ム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</p> <p><u>010</u> <u>核分裂性同位元素</u> <u>090</u> <u>その他のもの</u></p> <p>(同左) (同左)</p> <p>一使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）</p> <p><u>010</u> <u>核分裂性同位元素のもの</u> <u>090</u> <u>その他のもの</u></p>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>GR</u> <u>KG</u>
29.02 2902.11 2902.70 2902.90	<p>環式炭化水素</p> <p>(省略)</p> <p>一その他のもの</p> <p>(削除) (削除)</p>		<u>KG</u>	29.02 2902.11 2902.70 2902.90	<p>環式炭化水素</p> <p>(同左)</p> <p>一その他のもの</p> <p><u>100</u> <u>ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン</u> <u>200</u> <u>その他のもの</u></p>		<u>KG</u> <u>KG</u>
29.22 2922.11 2922.39	<p>酸素官能のアミノ化合物</p> <p>(省略)</p> <p>一アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれ</p>			29.22 2922.11 2922.39	<p>酸素官能のアミノ化合物</p> <p>(同左)</p> <p>一アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれ</p>		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2922.41 ┆ 2922.44 2922.49 2922.50	らの塩  (省略)  ---その他のもの (削除) (削除) (省略)			2922.41 ┆ 2922.44 2922.49 2922.50	らの塩  (同左)  ---その他のもの <u>----アミノ酸</u> <u>----その他のもの</u> (同左)		
			<u>KG</u>				<u>KG</u> <u>KG</u>
29.33 ┆ 2933.11 ┆ 2933.29 ┆ 2933.31 ┆ 2933.33 2933.39	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）  (省略)  一非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物  (省略)  ---その他のもの <u>----ピコリン及びO, O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロールピリホス）</u> (削除) (削除)			29.33 ┆ 2933.11 ┆ 2933.29 ┆ 2933.31 ┆ 2933.33 2933.39	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）  (同左)  一非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物  (同左)  ---その他のもの <u>----ピコリン及びO, O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロールピリホス）</u> <u>-----ピコリン</u> <u>-----O, O-ジエチル-O-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホ</u>		
			<u>KG</u>				<u>KG</u>
							<u>100</u> <u>210</u>

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
2933.41 ┆ 2933.99	220	----その他のもの  (省略)		KG	2933.41 ┆ 2933.99	220	<u>ロチオエート(クロルピリホス)</u> ----その他のもの  (同左)		KG KG
2937.11 ┆ 2937.50 2937.90	<u>000</u>	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)  (省略)  -その他のもの  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)		GR	2937.11 ┆ 2937.50 2937.90		ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)  (同左)  -その他のもの <u>---カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</u>  <u>----エピネフリン</u> <u>----その他のもの</u> <u>---アミノ酸誘導体</u> <u>---その他のもの</u>		GR GR GR GR
30.01		臓器療法用の腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその			30.01		臓器療法用の腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3001.20 3001.90	他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） (省略) －その他のもの ――せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織 010 ――ヘパリン及びその塩 020 (削除) ――その他のもの 090			3001.20 3001.90	他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） (同左) －その他のもの ――せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織 010 ――ヘパリン及びその塩 020 <del>030</del> <del>――熊胆</del> 090 ――その他のもの		
30.03  3003.10 S 3003.40 3003.90	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） (省略) －その他のもの (削除) (削除)			30.03  3003.10 S 3003.40 3003.90	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） (同左) －その他のもの 010 <del>――ビタミン製剤</del> 020 <del>――その他のもの</del>		
30.06 3006.10 3006.20	この類の注4の医療用品 (省略) (省略)			30.06 3006.10 3006.20	この類の注4の医療用品 (同左) (同左)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3006.30	000 一エックス線検査用造影剤及び患者に投与する 診断用試薬  (削除)  (削除)		KG (I. I.)	3006.30	一エックス線検査用造影剤及び患者に投与する 診断用試薬  100 ――診断用試薬(微生物から得たものに限る。)  200 ――その他のもの		KG (I. I.)  KG (I. I.)
3006.40 S 3006.92	(省略)			3006.40 S 3006.92	(同左)		
32.04	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。) 一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの			32.04	有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。) 一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
3204.11 S 3204.16 3204.17	(省略)			3204.11 S 3204.16 3204.17	(同左)		
	010 090	――顔料及びこれをもととした調製品 ――― <u>顔料</u> ―――その他のもの	KG KG	010 090	――顔料及びこれをもととした調製品 ――― <u>色素顔料</u> ―――その他のもの		KG KG
3204.19	(省略)			3204.19	(同左)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3204.20	(省略)			3204.20	(同左)		
3204.90	(省略)			3204.90	(同左)		
33.05	頭髮用の調製品			33.05	頭髮用の調製品		
3305.10	(省略)			3305.10	(同左)		
3305.30	—その他のもの			3305.30	—その他のもの		
3305.90	<u>000</u> (削除)		<u>KG</u> <u>(I. I.)</u>	3305.90	<u>010</u> <u>---香髪油、クリーム、ポマードその他油、脂</u> <u>又はろうをもととした調製品</u>		<u>KG</u> <u>(I. I.)</u>
	(削除)				<u>090</u> <u>---その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>(I. I.)</u>
37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）			37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）		
3701.10	(省略)			3701.10	(同左)		
3701.20	—インスタントプリントフィルム			3701.20	—インスタントプリントフィルム		
	<u>010</u> ---感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>		---感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの		
	(削除)				<u>011</u> <u>----カラー写真用のもの（ポリクローム）</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>
	(削除)				<u>019</u> <u>----その他のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>
020	---その他のもの	SM	KG	020	---その他のもの	SM	KG

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3701.30 ┆ 3701.99	(省 略)			3701.30 ┆ 3701.99	(同 左)		
37.02  3702.10 ┆ 3702.44	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）  (省 略)			37.02  3702.10 ┆ 3702.44	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）  (同 左)		
3702.52 ┆ 3702.54 3702.55	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）  (省 略)			3702.52 ┆ 3702.54 3702.55	—その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）  (同 左)		
	<u>000</u> —幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (省 略)	<u>SM</u>	<u>M</u>		—幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの <u>-----映画用フィルム</u> <u>-----幅が35ミリメートルのもの</u> <u>-----ポジ用のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> (同 左)	<u>SM</u> <u>SM</u> <u>SM</u> <u>SM</u> <u>SM</u>	<u>M</u> <u>M</u> <u>M</u> <u>M</u>
3702.56 3702.96	(省 略)			3702.56 3702.96	(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
3702.98		(省略)			3702.98		(同左)		
39.12		セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			39.12		セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3912.11		(省略)			3912.11		(同左)		
3912.20		－セルロースエーテル			3912.20		－セルロースエーテル		
3912.31		(省略)			3912.31		(同左)		
3912.39	000	－－その他のもの		KG	3912.39		－－その他のもの		
		(削除)				010	－－－可塑化していないもの		KG
		(削除)				090	－－－可塑化したもの		KG
3912.90	000	－その他のもの		KG	3912.90		－その他のもの		
		(削除)				010	－－可塑化していないもの		KG
		(削除)				090	－－可塑化したもの		KG
39.24		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧品			39.24		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧品		
3924.10		(省略)			3924.10		(同左)		
3924.90	000	－その他のもの		KG	3924.90		－その他のもの		
		(削除)				010	－－化粧品		KG
		(削除)				090	－－その他のもの		KG
48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定			48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
4818.10	の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。) 並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品 (省略) ーハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル <u>100</u> ークレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ <u>200</u> ーハンカチ及びタオル (省略)			4818.10	の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。) 並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品 (同左) ーハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル (新規) (新規) (同左)				
4818.20				4818.20		<u>000</u>			
4818.30				4818.30					
4818.90				4818.90					
51.05	羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたもの(小塊状のコームした羊毛を含む。)に限る。) (省略) ー羊毛のトップその他の羊毛(コームしたものに限る。) (省略) ーーその他のもの (削除) (削除)			51.05	羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたもの(小塊状のコームした羊毛を含む。)に限る。) (同左) ー羊毛のトップその他の羊毛(コームしたものに限る。) (同左) ーーその他のもの <u>010</u> ーロービング <u>090</u> ーーその他のもの				
5105.10				5105.10					
5105.21				5105.21					
5105.29				5105.29					

# 輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
5105.31	000	(省 略)			5105.31	(同 左)			
5105.39		(省 略)			5105.39	(同 左)			
5105.40		一粗獣毛（カードし又はコームしたものに限り。 。）  (削 除) (削 除)		KG	5105.40	一粗獣毛（カードし又はコームしたものに限り。 。）  <u>010</u> <u>---ロービング</u> <u>090</u> <u>---その他のもの</u>		KG KG	
59.02	010	タイヤコードファブリック（ナイロンその他の ポリアミド、ポリエステル又はビスコースレー ヨンの強力糸のものに限る。）			59.02	タイヤコードファブリック（ナイロンその他の ポリアミド、ポリエステル又はビスコースレー ヨンの強力糸のものに限る。）			
5902.10		(省 略)			5902.10	(同 左)			
5902.20		一ポリエステル製のもの  <u>---プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの</u>  (削 除)		KG	5902.20	一ポリエステル製のもの  (新 規)  <u>011</u> <u>---プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの（JIS L-1017 に定める試験方法による緯糸の伸度が70% 以上の糸を使用したものに限る。）</u>		KG	
		(削 除)				<u>012</u> <u>---プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの（JIS L-1017 に定める試験方法による緯糸の伸度が70% 未満の糸を使用したものに限る。）</u>		KG	
5902.90	090	---その他のもの  (省 略)		KG	5902.90	---その他のもの  (同 左)		KG	
63.05	000	包装に使用する種類の袋			63.05	包装に使用する種類の袋			
6305.10		一第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮織 維製のもの	NO	KG	6305.10	一第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮織 維製のもの			

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
6305.20 \$ 6305.90	(削除)			6305.20 \$ 6305.90	---使用したもの	NO	KG	
	(削除)				---その他のもの	NO	KG	
	(省略)				(同左)			
67.03 6703.00	000 人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。） (削除) (削除)		KG	67.03 6703.00	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。） -人髪 -その他のもの		KG KG	
71.10 7110.11 \$ 7110.29	000 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）  -ロジウム (省略) ---その他のもの (削除) (削除) -イリジウム、オスミウム及びルテニウム (省略) ---その他のもの (削除)			71.10 7110.11 \$ 7110.29	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）  (同左)  -ロジウム  (同左)			
7110.31 7110.39			GR	7110.31 7110.39	---その他のもの ---棒、型材、板、シート及びストリップ ---その他のもの		GR GR	
7110.41 7110.49		000		GR	7110.41 7110.49	-イリジウム、オスミウム及びルテニウム (同左) ---その他のもの ---棒、型材、板、シート及びストリップ		GR GR

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	(削 除)				<u>200</u>		<u>GR</u>
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
7208.10	(省 略) —その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたものの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）			7208.10	(同 左) —その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたものの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
7208.25	(省 略)			7208.25	(同 左)		
7208.26	—厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの —炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			7208.26	—厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの —炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		<u>KG</u>
	<u>011</u> <u>-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）</u>		<u>KG</u>		(新 規)		
	<u>019</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>		(新 規)		
	021 -----降伏点が355メガパスカル以上のもの		KG	021 -----降伏点が355メガパスカル以上のもの			KG
	029 -----その他のもの		KG	029 -----その他のもの			KG
7208.27	—厚さが3ミリメートル未満のもの —炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			7208.27	—厚さが3ミリメートル未満のもの —炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		<u>KG</u>
	<u>011</u> <u>-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）</u>		<u>KG</u>		(新 規)		
	<u>019</u> <u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>		(新 規)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
7208.36 5 7208.90	021	----その他のもの			7208.36 5 7208.90	021	----その他のもの		
	029	----降伏点が275メガパスカル以上のもの ----その他のもの  (省略)		KG KG		029	----降伏点が275メガパスカル以上のもの ----その他のもの  (同左)		KG KG
72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） 一冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの (省略)			72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） 一冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの (同左)		
7209.15 7209.16		---厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの ---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			7209.15 7209.16		---厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの ---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの  (新規)		
	<u>011</u>	<u>-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）</u>		<u>KG</u>		<u>010</u>			<u>KG</u>
	<u>019</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>					
		----その他のもの					----その他のもの		
7209.17	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG	7209.17	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの		KG
	029	----その他のもの ---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの ---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG		029	----その他のもの ---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの ---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG
						<u>010</u>			

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7209.18 7209.25 \$ 7209.90	011	の -----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）			の （新規）		KG
	019	-----その他のもの			（新規）		KG
	021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	021	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	KG
	029	-----その他のもの	KG	029	-----その他のもの	KG	KG
		（省略）		7209.18	（同左）		
	（省略）		7209.25	（同左）			
	（省略）		\$	（同左）			
	（省略）		7209.90	（同左）			
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
7225.11		（省略）		7225.11	（同左）		
7225.19		（省略）		7225.19	（同左）		
7225.30		—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		7225.30	—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
	100	—合金工具鋼のもの	KG	100	—合金工具鋼のもの		KG
	200	—高速度鋼のもの	KG	200	—高速度鋼のもの		KG
		—その他のもの		<u>900</u>	—その他のもの		KG
	<u>910</u>	-----酸洗いをしたもの	KG		（新規）		
	<u>990</u>	-----その他のもの	KG		（新規）		
7225.40		（省略）		7225.40	（同左）		
\$		（省略）		\$	（同左）		
7225.99		（省略）		7225.99	（同左）		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
74.03	精製銅又は銅合金の塊 —精製銅			74.03	精製銅又は銅合金の塊 —精製銅		
7403.11	(省 略)			7403.11	(同 左)		
7403.13				7403.13			
7403.19	—その他のもの —課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの			7403.19	—その他のもの —課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		
011	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG	011	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG
019	—その他のもの —課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		KG	019	—その他のもの —課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		KG
021	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG	021	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		KG
029	—その他のもの		KG	029	—その他のもの		KG
<u>030</u>	—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの (削 除)		<u>KG</u>	<u>031</u>	<u>—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）</u>		<u>KG</u>
	(削 除)			<u>039</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>KG</u>
7403.21	(省 略)			7403.21	(同 左)		
7403.29				7403.29			
74.19	その他の銅製品			74.19	その他の銅製品		
7419.10	(省 略)			7419.10	(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
7419.91		－その他のもの (省略)			7419.91		－その他のもの (同左)		
7419.99	<u>000</u>	――その他のもの (削除) (削除)		<u>KG</u>	7419.99	<u>010</u> <u>090</u>	―― <u>貴金属をみつきたもの</u> <u>――その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>
82.02		のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり			82.02		のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり		
8202.10		(省略)			8202.10		(同左)		
8202.40					8202.40				
8202.91	<u>000</u>	－その他ののこぎりのブレード ――ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。) (削除) (削除) (削除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8202.91	<u>010</u> <u>020</u> <u>090</u>	－その他ののこぎりのブレード ――ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。) <u>――機械式ののこぎりのブレード(ハックス ーブレードを除く。)</u> <u>――ハックスーブレード(厚さが0.68ミリメ ートル以上のものに限る。)</u> <u>――その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>
8202.99	000	――その他のもの	NO	KG	8202.99	000	――その他のもの	NO	KG
82.12		かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)			82.12		かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)		
8212.10		(省略)			8212.10		(同左)		
8212.20	<u>000</u>	－安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。) (削除)		<u>TH</u>	8212.20	<u>100</u>	－安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。) <u>――ストリップ状のもの</u>		<u>TH</u>

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8212.90	(削除) (省略)			8212.90	<u>200</u> ---その他のもの (同左)		<u>TH</u>
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10	(省略)			8424.10	(同左)		
8424.30	---その他の機器			8424.30	---その他の機器		
8424.81	(省略)			8424.81	(同左)		
8424.89	<u>000</u> ---その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8424.89	---その他のもの		
	(削除)				<u>010</u> ----ニューマチックマシン	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	(削除)				<u>090</u> ----その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8424.90	(省略)			8424.90	(同左)		
85.06	一次電池			85.06	一次電池		
8506.10	---二酸化マンガンを使用したもの			8506.10	---二酸化マンガンを使用したもの		
	---アルカリマンガン電池				---アルカリマンガン電池		<u>NO</u>
	<u>011</u> ----ボタン電池		<u>NO</u>		(新規)		
	<u>019</u> ----その他のもの		<u>NO</u>		(新規)		
	090 ---その他のもの		<u>NO</u>		---その他のもの		<u>NO</u>
8506.30	(省略)			8506.30	(同左)		
8506.90				8506.90			

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）		
8540.11	(省略)			8540.11	(同左)		
8540.12	(省略)			8540.12	(同左)		
8540.20	000 一テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	NO	KG	8540.20	一テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管		
	(削除)				<del>一テレビジョン用撮像管</del>	NO	KG
	(削除)				<del>一その他のもの</del>	NO	KG
8540.40	(同左)			8540.40	(同左)		
8540.99				8540.99			
90.18	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） 一診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）			90.18	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） 一診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）		
9018.11	(省略)			9018.11	(同左)		
9018.12	(省略)			9018.12	(同左)		
9018.13	000 一一磁気共鳴画像診断装置		NO	9018.13	一一磁気共鳴画像診断装置		
	(削除)				<del>一一獣医用のもの</del>		NO
	(削除)				<del>一一その他のもの</del>		NO
9018.14	000 一一シンチグラフ装置		NO	9018.14	一一シンチグラフ装置		
	(削除)				<del>一一獣医用のもの</del>		NO
	(削除)				<del>一一その他のもの</del>		NO
9018.19	一一その他のもの			9018.19	一一その他のもの		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
9018.20	010	----超音波診断装置	NO	KG	9018.20	010	----超音波診断装置	NO	KG
	<u>090</u>	----その他のもの (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>091</u>	----獣医用のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9018.31	<u>000</u>	一注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	<u>NO</u>	<u>KG</u>	9018.31	<u>098</u>	----その他のもの (同左)	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		一注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）					一注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品		
9018.32	<u>000</u>	一金属製の管針及び縫合用の針	<u>KG</u>	9018.32	<u>010</u>	<u>020</u>	----歯科用のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		(削除)					----その他のもの		
9018.39		(削除)		9018.39	<u>010</u>		----歯科用のもの		<u>KG</u>
9018.41		(削除)		9018.41	<u>020</u>		----その他のもの		<u>KG</u>
9018.90		(省略)		9018.90			(同左)		
90.31		測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		90.31			測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10		(省略)		9031.10			(同左)		
9031.20		(省略)		9031.20			(同左)		
9031.41		一その他の光学式機器		9031.41			一その他の光学式機器		
9031.49	<u>000</u>	一その他のもの	<u>NO</u>	9031.49	<u>010</u>		一その他のもの		
		(削除)					----輪郭投影機	<u>NO</u>	<u>KG</u>

# 輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
9031.80	011	(削除) —その他の機器 —電気式のもの —自動寸法測定器	NO	KG	9031.80	090	—その他のもの	NO	KG
		(削除) —振動計及び振動試験機					—動力試験機		
		—その他のもの					—その他のもの		
		—その他のもの					—その他のもの		
		—その他のもの					—その他のもの		
9031.90		(省略)			9031.90		(同左)		
91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）			91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）		
9101.11		(省略)			9101.11		(同左)		
9101.19	000	—その他のもの		NO	9101.19		—その他のもの		
		(削除)				010	—オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの		NO
		(削除)				090	—その他のもの		NO
9101.21		(省略)			9101.21		(同左)		
9101.99		(省略)			9101.99		(同左)		
92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、デ			92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、デ		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9209.30	イスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛 (省略)			9209.30	イスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛 (同左)		
9209.91	—その他のもの (省略)			9209.91	—その他のもの (同左)		
9209.94				9209.94			
9209.99	<u>000</u> —その他のもの (削除)			9209.99	—その他のもの		
				<u>010</u>	—メトロノーム、音さ及び調子笛		<u>KG</u>
				<u>020</u>	—オルゴールの機構		<u>KG</u>
				<u>030</u>	—第9205.90号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品		<u>KG</u>
				<u>090</u>	—その他のもの		<u>KG</u>
94.01	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10	(省略)			9401.10	(同左)		
9401.20	(省略)			9401.20	(同左)		
9401.30	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)			9401.30	一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)		
	010 <u>090</u> —革張りのもの	NO	KG	010	—革張りのもの	NO	KG
	—その他のもの (削除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>020</u>	—とう製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	(削除)			<u>030</u>	—その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9401.40 \$ 9401.79 9401.80	(省 略)  —その他の腰掛け —革張りのもの (削 除) (削 除) —その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)			9401.40 \$ 9401.79 9401.80	(同 左)  —その他の腰掛け —革張りのもの ----大理石製のもの ----その他のもの —その他のもの ----大理石製のもの ----その他のもの (同 左)		
						<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>011</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>091</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>012</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>099</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
9401.90	(省 略)			9401.90	(同 左)		
94.03 9403.10 \$ 9403.70	その他の家具及びその部分品  (省 略)  —その他の材料（とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具 (省 略) —その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)			94.03 9403.10 \$ 9403.70	その他の家具及びその部分品  (同 左)  —その他の材料（とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具 (同 左) —その他のもの ----大理石製のもの ----その他のもの (同 左)		
						<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>010</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>090</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
9403.81 9403.89	(省 略) —その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)			9403.81 9403.89	(同 左) —その他のもの ----大理石製のもの ----その他のもの (同 左)		
						<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>010</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>090</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>
9403.90	(省 略)			9403.90	(同 左)		
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネー			94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネー		

輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
9405.10 S	ムプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）  (省略)			9405.10 S	ムプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）  (同左)		
9405.40				9405.40			
9405.50	000 一非電気式のランプその他の照明器具 (削除) (削除)		KG	9405.50	一非電気式のランプその他の照明器具 <u>010</u> 一一大理石製のもの <u>090</u> 一一その他のもの		KG KG
9405.60	050 一イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 一一ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーター <u>ス</u> スキン製、ぼうこう製又は臍製のもの (削除) (削除) (削除)		KG	9405.60	一イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 一一ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーター スキン製、ぼうこう製又は臍製のもの <u>010</u> 一一一ガラス製のもの <u>020</u> 一一一木製のもの <u>030</u> 一一一腸製、ゴールドビータースキン製、ぼうこう製又は臍製のもの		KG KG KG
	040 一一その他のもの		KG	040 一一その他のもの			KG
96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）			96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		
9601.10	(省略)			9601.10	(同左)		
9601.90	一その他のもの			9601.90	一その他のもの		
	100 一一べつこう又はさんごの加工品及び製品		KG	100 一一べつこう又はさんごの加工品及び製品			KG
	900 一一その他のもの		KG		一一その他のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成27年10月財務省告示第三百四十六号

新				旧						
統計番号		品名	単位		統計番号		品名		単位	
			I	II			I	II		
		(削除)			<u>200</u>	<u>真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 (ボタンの製造に適する形状にしたもの に限る。)</u>			<u>KG</u>	
		(削除)			<u>300</u>	<u>その他のもの</u>			<u>KG</u>	